大阪府立池田高等学校　生成ＡＩの利用に関するガイドライン（暫定）

令和５年８月 23 日策定

１．生成ＡＩについて

〇今後、生成ＡＩを適切に活用する能力の有無で格差が生じることが想定される。慎重に活用を進めていく姿勢が必要である。

〇ＡＩの回答は誤りを含む可能性が常にあり、時には事実と全く異なる内容や、文脈と無関係な内容などが出力されることもある。

〇ＡＩがどのようなデータを学習しているのか、学習データをどのように作成しているのか、どのようなアルゴリズムに基づき回答しているのかが不明である等の「透明性に関する懸念」が指摘されている。

〇機密情報が漏洩しないか、個人情報の不適正な利用を行っていないか、回答の内容にバイアスがかかっていないか等の「信頼性に関する懸念」が指摘されている。

２．生成ＡＩの教育利用

〇生成ＡＩは発展途上にあり、多大な利便性の半面、個人情報の流出、著作権侵害のリスク、偽情報の拡散、批判的思考力や創造性、学習意欲への影響等、様々な懸念も指摘されており、教育現場における活用に当たっては、児童生徒の発達の段階を十分に考慮する必要がある（各種サービスの利用規約でも年齢制限や保護者同意が課されている）。

〇生成ＡＩ活用の適否に関する暫定的な考え方

(1)適切でないと考えられる例

① 生成ＡＩ自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において、自由に使わせること

② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成ＡＩによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること　（コンクールへの応募を推奨する場合は応募要項等を踏まえた十分な指導が必要）

③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせること

④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせること

⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成ＡＩから生徒に対し回答させること

⑥ 定期考査や小テストなどで子供達に使わせること（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。CBT で行う場合も、フィルタリング等により、生成ＡＩが使用しうる状態とならないよう十分注意すべき）

⑦ 児童生徒の学習評価を、教師がＡＩからの出力のみをもって行うこと

⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成ＡＩに相談させること

(2)活用が考えられる例

⑨ 情報モラル教育の一環として、教師が生成ＡＩが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせること

⑩ 生成ＡＩをめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させること

⑪ グループの考えをまとめたり、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させること

⑫ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させること、外国人児童生徒等の日本語学習のために活用させること

⑬ 生成ＡＩの活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成ＡＩに修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させること

⑭ 発展的な学習として、生成ＡＩを用いた高度なプログラミングを行わせること

⑮ 生成ＡＩを活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと

＊長期休業中の課題等について（文章作成に関わるもの）

ＡＩの利用を想定していないコンクールの作品やレポートなどについて、生成ＡＩによる生成物をそのまま自己の成果物として 応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たること、活動を通じた学びが得られず、自分のためにならないこと等について十分に指導する必要がある。

３．個人情報やプライバシーに関する情報の保護の観点

(1) 生成ＡＩに入力した個人情報やプライバシーに関する情報が生成ＡＩの機械学習に利用されることがあり、生成ＡＩから回答として出力されるリスクがある。また、ＡＩが生成した回答に不正確な個人情報やプライバシーに関する情報が含まれるリスクもある。

(2) 上記の点を踏まえ、学校教育においては、子供達が校内や家庭で利用する場合、教職員が授業や校務等で利用する場合のいずれにおいても、以下の点に留意することが必要。

・生成ＡＩに指示文（プロンプト）を入力する際は、個人情報やプライバシーに関する情報を入力しない。

・ＡＩが生成した回答に個人情報やプライバシーに関する情報が含まれている場合には、その回答の利用は差し控える。

・アカウントを設定し、使い始める際、入力した指示文（プロンプト）が機械学習に利用されない設定とする。

(3) なお、個人情報保護法との関係では、教職員が特定された利用目的を達成するために必要最小限の範囲を超えて個人情報を利用する場合や、当該個人情報が機械学習に利用される設定となっている場合には、同法違反となり得る。例えば、以下のようなケースは違反となり得ることから、留意が必要である。

・教職員が授業や校務とは無関係に興味本位で生徒の個人情報を生成ＡＩに入力した場合、たとえ機械学習に利用されないとしても、国立・私立学校の場合は第 18 条第 1 項、公立学校の場合は第 69 条第 1 項に違反する可能性がある。
・教職員が成績情報を生成ＡＩに入力し、これらの情報が当該生成ＡＩの機械学習のために利用される場合、これらの情報について特定されている利用目的がたとえ生徒の成績評価のためであっても、国立・私立学校の場合は第 27 条第 1 項 ・第 28 条第 1 項に、公立学校の場合は第 61 条第 1 項・第 69 条第 1 項・第 71 条第 1 項に違反する可能性がある。

(4)ChatGPT、Bing Chat、Bard 等は、約款内容を踏まえて利用を判断すべき「約款による外部サービス」に分類される。これらのサービスは特約を個別に締結することが困難であり、必要なセキュリティ要件を満たしているとは必ずしも言えない現状があることから、生成ＡＩに指示文（プロンプト）を入力する際は、要機密情報（※）を入力しないように取り扱うことが必要である。

（※） 要機密情報は、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）で示す重要性分類Ⅰ～Ⅲ（セキュリティ侵害が、教職員又は児童生徒の生命、プライバシー等への重大な影響を及ぼすものや、学校事務及び教育活動の実施に重大又は軽微な影響を及ぼすもの。）に該当する情報を指す。

４．著作権保護の観点

(1)基本的考え方

・著作権は、「思想又は感情を創作的に表現した」著作物を保護するもの。 単なるデータ（事実）やアイディア（作風・画風など）は含まれない。
・他人の著作物の利用について、著作権法に定める権利（複製権や公衆送信権など）の対象となる利用 （複製やアップロード）を行う場合には、原則として著作権者の許諾が必要となる。
・ただし、私的利用や、学校の授業における複製等においては、著作権者の許諾なく利用可能な場合がある。

(2)学校における生成ＡＩ利用の留意点

・学校においても、ＡＩを利用して生成した文章等を利用する場合においては、既存の著作物に係る権利を侵害することのないように留意する必要がある。すなわち、生成物に他人の著作物との類似性（創作的表現が同一又は類似であること）及び依拠性（既存の著作物をもとに創作したこと）がある場合は著作権侵害となり得る。
・一方、学校の授業では、著作権法第 35 条により許諾なく著作物の複製や公衆送信ができるため、教師や児童生徒がＡＩを利用して生成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものだったとしても、授業の範囲内で利用することは可能である。
・他方、広く一般向けのＨＰに掲載することや、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を 超えて利用する場合は、著作権者の許諾を要する。

５．学校で（生徒が）生成ＡＩを利用する際のチェックリスト

□ 生成ＡＩツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）

●ChatGPT（OpenAI 社）は 13 歳以上、18 歳未満の場合は保護者同意が必要

●Bing Chat（Microsoft 社）は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要

●Bard（Google 社）は 18 歳以上であることが必要

□ 事前に、生成ＡＩの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか

□ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか

□ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか

□ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか

□ 生成ＡＩに全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか

□ ＡＩを利用した成果物については、ＡＩを利用した旨やＡＩからの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか

□ 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、ＡＩによる生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成ＡＩの不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか

□ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成ＡＩツールを選択しているか

６．学校で生成ＡＩを利用する際の手続き

(1) 教職員が学校業務に生成ＡＩを利用する際は、「ChatGPT 等の生成 AI 利用申請書兼許可書」を教頭または事務長に提出し、校長の許可を得ること。（教育職は教頭、行政職は事務長）
教頭または事務長は、ChatGPT 等の生成 AI 利用者管理簿に記録をする。

(2) 生徒に授業等で生成 AI を利用させる際は、上記「５．学校で（生徒が）生成 AI を利用する際のチェックリスト」及び「生徒の生成 AI 利用に関する指導例」（別紙）に沿って、不適切な利用がないように指導すること。